

八戸市告示第 3 2 9 号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により、次の指定医療機関から廃止した旨の届出があったので、同法第55条の3第2号の規定により告示する。

令和 7 年 11 月 18 日

八戸市長 熊 谷 雄 一

名称	所在地	廃止年月日
はやし呼吸器・総合内科クリニック	八戸市大字沢里字二ツ屋 1-212	令和7年9月30日
はるクリニック	八戸市類家四丁目21番7号	令和7年8月31日
ながおか歯科	八戸市根城五丁目13-17	令和7年9月22日
アイセイ薬局田向店	八戸市田向三丁目2-18	令和7年9月30日